

市長意見の提出状況

（仮称）銚子市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
銚子市、旭市
- 2 市長意見について（内容については別紙のとおり）
 - （１）銚子市 意見なし
 - （２）旭 市 意見あり

銚企第131号

令和8年9月9日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

銚子市長 越 川 信 一

(公 印 省 略)

(仮称) 銚子市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について (回答)

令和8年8月24日付け環第489号で依頼のあった(仮称) 銚子市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について、本市として特段の意見はございません。

担当

銚子市企画課再エネ推進室

TEL : 0479 (24) 8912

FAX : 0479 (25) 4044

E-mail : yojo@city.choshi.lg.jp

受付

- 8.9. - 9

千葉県環境生活部
環境政策課

旭環第338号
令和8年9月9日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

旭市長 米本 弥一郎
(公印省略)

(仮称)銚子市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見
について

令和8年8月24日付け環第489号で通知のあった標記の件について、発電所アセス省令第14条第4項の規定により、下記のとおり意見を提出します。

記

1 騒音及び低周波音・超低周波音への配慮

本事業では、大型の風力発電設備を複数基設置することから、供用時における風車からの騒音、低周波音及び超低周波音による周辺の生活環境への影響について、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

2 鳥類及び海洋生物への影響

事業実施想定区域及びその周辺における鳥類、魚類、海棲哺乳類その他の海洋生物の生息・生育状況について、既存資料だけでなく必要な現地調査を適切に実施し、最新の知見を踏まえて環境影響を評価すること。

3 景観及び眺望への配慮

旭市の海岸部や主要な眺望地点から視認される可能性があることから、設備の配置、基数、規模、高さ等の検討に当たっては、眺望景観への影響を十分に調査・予測・評価し、可能な限り影響の回避・低減を図ること。

4 全体として

事業計画の具体化及び環境影響評価の各段階において、旭市への十分な情報提供を行うとともに、旭市及び関係機関、地域住民、漁業関係者等との協議を継続して実施し、地域との共生を図ること。

【お問合せ先】

担当者：旭市環境課

環境政策班

連絡先：0479-62-5328

e-mail：kankyoseisaku@city.asahi.lg.jp

